

Title	五車一得(其一)
Sub Title	
Author	中島, 竊(Nakajima, Sho)
Publisher	三田史学会
Publication year	1928
Jtitle	史学 Vol.7, No.3 (1928. 11) ,p.117(429)- 140(452)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19281100-0117">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19281100-0117</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 五車一得(其二)

此は是余一流の漫筆なり、雜考なり、札記なり、其内歴史に關する者あり、風俗に屬する者あり、言語文章歌詩に對する者あり、字義疏證に係る者あり、中には又是等のすべてに拘はらぬ謾言もあり。皆獨自の見に因り、他人の智を假らず、古人の説、必しも雷同せず、今人の言、必しも排斥せず、自家の權衡を以て之を量り、我が考へて是とする所を是とし、我が視て非とする所を非とす。故に非中には是もあらん、是中に非もあらん、或は識者より視て一顧に値らすとする者も有らん、又時に大に採るべしとせらるゝ者も有らん、人各々見る所を異にす、誰か能く之を一にせん。之を要するに、愚者千慮の中、未必しも一得の處無しと謂ふ可らず、之を採ると採らざるとは、亦各獨自の見解に存

す、決して強ふる事能はざるなり。昔者惠施其書五車、著す所多しと雖、躡駭にして要を得ずとして、莊子に非とせられたり、余惠子を慕ふ者に非ず、唯老杜が男兒須讀五車書の一句に感あり。嘗て燕京に在りし日、琉璃廠に遊びて、一石印を得たり、刻して讀五車書と曰ふ、大に我が意を獲たり。白石白文、方二寸に足らず、材必しも美ならず、刻必しも佳ならざれども、其の余が平生の志に符するを以て、價を論ぜずして、喜て買ひ歸る。歸來他人の宇下に寓すと雖、鵲巢鳩居、十年一日、厚顔我が家の如く、遂に傲然として、自から讀五車書樓主人と稱す、是余が五車一得ある所以。劉禹錫詩あり、白樂天に贈る、曰く、謾讀圖書四十車、年々爲郡老天涯と、然らば余今縱ひ五車の書を讀み

得たりとせんも、猶僅に劉が八分の一に過ぎず、嗚呼讀書も亦難い哉、此が爲に歎又歎。是を首引とす。

## 金三品

金三品とは、尙書の禹貢の揚州に、厥貢惟金三品、荊州にも亦、厥貢羽毛齒革、惟金三品とある者是なり。三品は金の定名(今の所謂の固有名詞)に非ず、然らば何種の金屬なりしか。金三品とは三種の金屬の義にして、何と何とを指して、金三品と稱すといふ定義は、未曾て見出さず。されば揚州と荊州と、其貢金の數は同くとも、三品の種目は、必しも同じと謂ふ可らず。何とならば、古の揚州は、今の江蘇浙江福建安徽江西の各省に綿互し、又荊州は、湖南湖北の全部のみならず、雲貴一帶地方にも波及せる大區域なれば、其地に産する土宜は、始より相均しからん様無く、實事に於ても髓に異なる所なれば、當時の貢賦に於ても、亦必相同からざりしを信ずべき理由あり。然るに豫め某々三種と定め之に臨まば、恐らく事實

に支吾を生ずべし。唯々當時揚荊二州の貢金、偶然にも各三種なりしかば、之を禹貢には、各金三品とは記したれど、固よりかゝる名の金屬あるに非れば、其種目には不同あるべし。されば當該各州に、某々の金を多く産すとか、何種の良金礦を有すとかいふ事の確據無からん限は、此解決は容易なる可らず。而るに偽孔傳は、何の據ありてか、之に對して直に金銀銅也と注して、二州に異なる所無し、是果して疑案ならずや。若し人ありて何に由りて其然るを知れりやと問はば、二州同一貢賦なるを證すべき者何物ありや、恐らくは蓋然らんと思ふ位の答に接するにはあらざりしか。若し此説果して當りて、動かぬ證據ある者ならば、更に第二説は起るまじきに、さにあらずして、史記の夏本紀の集解に、鄭玄の注を引て、銅三色也と云へり。かく異説のあるは、唯本文の三品といふ事のみ就きて、何々々三種と臆断して、之を事實に質さざるが故なるべし。二州は異地なり、土産は各地に同からず、況や龐大の區域なるをや、縦令ひ金銀銅は揚州に産すとも、荊州必し

も産すといふ可らず、又産したりとも良種ならず、若し僅に産する位の者は、常貢の物とはなる可らず。されば此二州に産して、俱に良種ならば、二州を通じて共に貢物ともすべけれども、然らざる限りは、金銀銅にもあれ、銅三色にもあれ、單に之を一律に注し去る事能はざるべし。若し然らずして一偏の説をのみ取りて、他の方面にも強ひば、學者はさてもあるべきが、余恐らくは貢物其物の異議あらん事を。されば此は必二州地方に問て始て決すべき問題なり、徒に書上にのみ據りて争はゞ、空言臆説、終る期あるべからず。唯古今異時異物、古に産して今は盡きたるもあらん、後世發見して古に知られざりし者もあらん、故に今時の所産を視て直に古時を斷ず可らず、須らく古書に徴して其證を得る者を、是に近しとすべし、知らず孔鄭二氏の説、孰れか當れる、或は一方に當りて一方に當らず、或は兩方俱に當らざるも亦未知る可らず。

余は如上の見解の下に 尙書以外なる秦漢以上の書を閱するに、周禮の夏官職方氏に、東南曰揚

州、其山鎮曰會稽、其澤藪曰具區、其川三江、其浸五湖、其利金錫竹箭と見えたり。職方氏は天下の土地人民及び其財用利害を知る事を掌る者にして、地理土物を記する事、禹貢に次で古を知るべき者なるに、曾て銀銅を言はずして、金錫とのみ言ひ、又冬官の考工記を見るにも、燕之角、荆之幹、妘胡之筥、吳粵之金錫、此材之美者也と云ひて、亦銀銅を言はず。會稽（越、今の浙江）具區（吳、今の江蘇）三江五湖は、皆吳粵（越の古字）の地なれば、揚州の金錫も吳粵の金錫も、同物にして、此二物は天下の美材として、古に著名なりし者なり。されば李斯が諫逐客書にも、必秦之所生然後可、則夜光之璧、不飾朝廷、犀象之器、不爲玩好、云々、江南金錫不爲用、蜀之丹青不爲采と云ひ、又史記の貨殖列傳にも、江南出檮梓薑桂金錫連丹沙犀瑇瑁珠璣齒と云へり。吳越は俱に長江以南に在れば、吳越の金錫も、江南の金錫も、同一物にして、更に異品に非ず。金錫はかく周秦漢に涉りて著名の物産なるに、禹貢に反て之を遺すべくも思はれず。故に余は斷じて言ふ、禹貢揚州な

る三品の内二品は、必此金錫なるべしと。但此金錫の金は、黄金なりや否や、是亦疑題なり。因て再び立ち反りて考るに、此金は黄金に非ずして、疑も無く銅なり。何とならば、考工記に金とのみ云へるは、大抵銅にして、黄金に非ず、金有六齊、六分其金而錫居一、謂之鐘鼎之齊、五分其金而錫居一、謂之斧斤之齊、四分其金而錫居一、謂之戈戟之齊、參分其金而錫居一、謂之大刃之齊、五分其金而錫居二、謂之削殺矢之齊、金錫半、謂之鑿燧之齊と云へる文もあり。齊は調劑の義、銅錫合成の割合なり、銅錫合成、銅六分の一の錫を加ふるを、鐘鼎を造る割合とす、其他皆此例、是所謂る金の銅なる事を知るべし。又左傳僖公十八年の文に、鄭始朝于楚、楚子賜之金、既而悔之、與之盟曰、無以鑄兵、故以鑄三鐘とある、此金も亦黄金に非ずして銅なり。されば兵器を鑄る事勿れと盟はしめ、鐘に鑄せしめたるなり。かく楚子が一旦人に與へながら、更に其を悔いたるは、其實此金こそ所謂る揚州の金にして、世に著名の者なれば、我が領地にはかゝる良材も出るぞとの見

えより、鄭伯に與へはせしもの、吳越の金錫、吳越の寶劍とて、世にもてはやさるる者も、此銅にて造らるるが故なれば、一時ふと氣附かず與へたれど、之を兵器に造られ、我と我が國を攻めらるべきに思ひ至りては、空恐ろしくもなりて、さて兵器にはすまじきぞと、之を差止めたるなり。此楚子の與へし金を、揚州の銅なりと解する故は、楚國は原來揚の丹陽に居し者、文王と云ひし王の時代に、荊州の郢に都を遷したるにて、丹陽は後に吳の國の領となりたれど、魯僖公頃には、吳は猶微弱にて、丹陽は楚國の版圖なり。さて其銅を鄭伯に與へたるにて、丹陽は銅の産地なり、されば前漢書食貨志に貨幣を説て、金有三等、黄金爲上、白金爲中、赤金爲下と云ひ、其孟康が音義に、赤金丹陽銅也と云へる、是其證なり。故に地理志丹陽郡の下にも、有銅官と注せるは、漢代の鑄錢には、多く此丹陽の銅を用ひし故にて、當初の兵器は皆銅製なれば、丹陽の銅こそ古は吳越の劍の材料なりしを、漢以後武器は大抵鐵となりて、此銅は皆錢に鑄られしなり。秦の始皇天下の

兵器を鑄造して、金人十二を造りて以來、銅を用ゐて兵器を造らず。銅は皆他物に使用せらるゝ事となりて、丹陽の銅は専ら鑄錢の用となり、半兩五銖大抵此銅を用ゐたるなり、故に孟康は、赤金とあるを、直に丹陽の銅と解せり。丹陽は後に吳王濞の國となりて、卽山鑄錢、富埒天子と云はるるに至りしも、産銅の地の王として、多く私鑄錢を行ひしが故なり。かく考へ來れば、揚州の金三品の二品に、銅錫二種の數へらるべきは、殆ど動かぬ處なるべし。唯其他の一品の俄に知り得ざるのみ、之を後世の歴史に問はゞ、種々の發見もあるべく、或は三品四品に止まらず、五品六品にも上るべきが、余は力の及ぶ限り、漢人以上に問はんとして、試に司馬遷を煩はしたれば、司馬遷は其貨殖列傳に於て、余に教へけらく、豫章出黃金と。但此は司馬遷も産出僅少にして、收支は相償はず、故に營利事業にはならずと付加へたり。されど想ふに營利事業たる採鑛冶金には適せずとも、其金果して上品ならば、美材を地下に埋藏して、上納せずにあるべきにもあらず、永州の毒蛇

をさへ、捕ふる者には、租賦兵役一切を免じて、貢納せしめられし例もあり。若し黄金の産出あらば、收支償はぬ程なりとも、貢賦としては、なか微されざるべき。さてさる事ありとして、豫章郡のいづこより出でつらんと、更に集解に就て之を見るに、徐廣曰、鄱陽有之と云ひ、又正義を檢すれば、括地志云、江州潯陽縣有黄金山、山出金と云へり。此二説各異なりたれば、先づ古に近き徐廣が説に就て、鄱陽の黄金を考ふるに、此は前後漢書俱に之を載せ、前漢書には地理志豫章郡鄱陽の下に、武陽郷右十餘里、有黄金采と云ひ、顏師古が注に、采者謂採取金之處と注し、黄金采とは黄金の採鑛場を謂へるなり。後漢書には郡國志豫章郡に見えて、鄱陽有鄱水黄金采とあり、前漢より引き續きたる採鑛と知られたり。此鄱水黄金采と云へるより推して考ふれば、鄱水の河底より沙金を採取せしなるべし。降りて唐代に至りても、猶鄱陽に鉄金の土貢ありて、新唐書地理志江南西道に、饒州鄱陽郡、上、土貢鉄金銀簞茶とあり、鉄金は沙金なり、(鉄金の事は下に詳なり)か

く漢唐に涉りて、鄱陽より黄金の採鑛せられしを見れば、土貢としての豫章の黄金は、さしも僅々たる者に非れば、收支償はずとて、古より棄て顧みられざりし者に非ず、若し三品を金銀銅とせば、其金は此地より出でたりとも解すべし。括地志の江州潯陽は、豫章郡には非ず、史記の豫章と云ひしに合はず、されど其地も、古の揚州の域内廬江郡の尋陽なれば、若し果して其地に黄金あらば、其も亦揚州の黄金なり、揚州の黄金は、益々多々ありとも謂ふべきなれど、括地志の外、潯陽の黄金山は、記せる者なく、いさゝか覺束なし、又新唐書の江州潯陽の下には、有銀有銅とのみありて、黄金を數へず、後世と雖、此地に黄金山あらざるに似たり。されど此地に黄金を産せずとも、揚州に黄金あるは、鄱陽にて事足れり、漢以後豫章に黄金を産したりしは、明なる事實なり、三代以上の書に見えずとも、上古よりの貢賦なりしを疑はず。さて余は揚州の金三品は、必黄金と銅と錫とならんとは思ふなり。新唐書地理志などには、古揚州部内に出鑛地多く、有金有銀有銅

有錫有鐵と注せらるる處、枚舉に違あらず、其内殊に銅坑鉛坑など注せられたるもあり、五金備らざる所無けれども、其の古に聞えたるは少く、大抵後來の發見に係り、禹貢の列に入るべしと思はるる所は、多く見當らず。且其良材精品、前に舉げたる三者の上に出づる者無ければ、揚州の金三品は金銀銅ならで、必金銅錫の三者なるべく思ふなり。

荆州のとても、後世より視れば、揚州の如く、同じく五金を備へて、何れを何れとも定め難けれど、古書に徴して其最も據るべきを擇びて、始めて思ひ定むべきなり。さて先づ職方氏に據れば、西南曰荆州、其山鎮曰衡山、其澤藪曰雲夢、其川江漢、其浸潁漢、其利丹銀齒革とのみ見えて、五金中唯銀を舉げて、其他を云はず。是荆州の揚州と大に異なる處にして、余が揚荆二州を一様に視ざる所以は此に在り。而るに賈公彥は直に之に疏して、按禹貢荆揚二州、俱貢金三品、則二州通有金錫也、とは殆と此二州の物産土宜を同一と視し者、揚州の金錫は、揚州の特有の美材なり。若し

特有ならずは、何ぞ獨り吳越の金錫のみを稱せんや、然らば荊州に於て之を言ふべきにあらず。且此說孔鄭二說とも合はず、賈氏の一家言なり。何とならば、金錫の金の、黄金に非ずして銅なる事は、前に云へるが如し、されば金三品は銀銅錫と解せざるを得ず、かく解せる者は、賈氏の外ありとしも思はれず、之を要するに文に臨んで解を下し、之を事實に徴せざるの過なり、余は是等の說に耳を傾くる事能はず。荊州は銀を以て勝り、揚州は金錫を以て勝る、各州各勝る所あり、其勝る者を舉げて貢物とす、貢物は其特有の美産を獻じ良材を納るなり、職方氏の之を記する、何ぞ之を略する事を得んや。されば荊州の銀は、他處出ず所の者より良質なりしが故に、之を貢賦と定められし者と思はれて、其三品の第一には、自然銀を推さざるを得ず、是動かざる所なり、さて其他の二品を金錫と視ば事も無く終れど、是或は然るの言に非ずして、絶無の事なり。因て余は之を古書に求めて、粗第二品と思はるゝ者を得たり、但第二品とは云へど、銀より劣れりと云ふには非ずし

て、發見の順序を云ひ、銀の次に知らるゝ者を、黄金なるべく思ふなり。黄金は何れの地に在りても、五金の上に在り、某州に於てのみ上に在るに非ず、故に荊州に於ては、黄金の外は、銀を第一とす、譬へば揚州の域内に在ても、金銀を産せざるに非ずとも、其金錫他處の者より勝れるが故に、首として之を推すが如し。さて其は必黄金なるべく思はる、黄金は富國に大關係あれば、經濟家は最も之を忽にせず、されば當年第一流の經濟家たりし齊の管仲は、殊に黄金に留意して、之を反覆屢書して、其産地を示せり。故に其管子の國蓄篇に、玉起於禹氏、金起於汝漢、珠起於赤野、東西南北、距周七千八百里、水絶壤斷、舟車不能通、先王爲其途之遠至之難、故託用於其重、以珠玉爲上幣、以黄金爲中幣、以刀布爲下幣と説けるを始として、其地數篇にも亦、玉起於牛氏邊山、金起於汝漢之右、珠起於赤野之末光と云ひ、又揆度篇には、海内の玉幣七筭を舉げて、汝漢水之右、黄金一筭也と云ひ、更に又、珠起於赤野之末光、黄金起於汝漢水之右、玉起於禹氏之邊山を繰り返し



て、此金は即ち黄金なる事を明言し、又輕重甲篇には、楚有汝漢之黄金云々、使夷吾得居楚之黄金、吾能令農毋耕而食、女毋織而衣と、其霸者の佐たる大抱負を語り、又輕重乙篇にも、金出於汝漢之右衢、珠出於赤野之末光、玉出於禺氏之旁山と反覆せり。其言時に小差ありと雖、大抵皆黄金の汝漢二水の間に出でたるを言はざる事無く、此事の荊州に關係あるは、職方氏の荊州に、其川江漢と云ひ、禹貢にも亦、荊州に於て、江漢朝宗于海と云ひ、毛詩の周南にも、漢廣汝墳の二詩相次ぎ、其漢廣の序に、文王之道、被于南國、美化行乎江漢之域と云ひ、汝墳の序には、文王之化、行乎汝墳之國と云ひ、昔は荆楚を南國と稱し、江漢汝墳皆荊州の内に在り。されば汝漢二水間の黄金は、即ち荊州の産物に外ならず。管仲が時は、楚國已に揚州の丹陽より徙りて、荊州の郢に都し、(漢の南郡廣陵)漢東の諸小國を併吞し、汝漢の間に、黄金産出富饒の地を掌握し、以て覇を中原に争へり。さてこそ管子は之を口惜しき事に思ひ、此汝漢の地は、富源の在る處、若し余を

して此地に居らしめばと、此富源を敵國の手に委したるを遺憾としたるなれ。其齊の桓公を勸めて、南方荆楚を攘はしめたるも、口を尊王の義に藉きて、此富源を奪回せんとの下心なりしなるべし。其黄金は汝漢の右衢に出づと、幾度も打返したる、適、其深意の存せし所を察するに足れり。但此事管子のみに見えて、他の古書に所見無ければ、余も初は如何はしく思ひたりしも、其後新唐書地理志を見るに、其山南東道の金州漢陰郡に、土貢鉄金茶牙云々とあり、其屬縣西城の下に、本金川、義寧二年更名、有牛山、漢水有金と注し、又漢陰の下に、月川水有金と注したり。さては管子の説も眞實なりと信ずるに至れり。何とならば、此漢陰郡こそ昔の汝漢の右衢と云はれし地方にして、其漢水月川水の河底より、黄金を採取せるが故に、或は之を金は汝漢の右澹より起るとも云ひしなるべく、澹は澹地即ち窪地の義なるべし。其西城縣の原名なる金川も、漢水より黄金を出せる故の名、金州と州の名にまで負はするに至れるも、此州内漢水にも月川水にも、俱に黄金を出

し、州内黄金の産地多かりしが故と思はるれば、後世に至りても猶黄金の産地たりし事明かにして、管子一書の妄誕に非ず。管子は戰國頃の僞撰も混じり、盡く管子の手に成りし者に非ざれば、其言必しと管子が口より出でたりや否やは知らず、兎角は汝漢の域に古より黄金を産出したりし證とはなりぬべし。されば此黄金を以て、余は荊州金三品の第二品に當てつべく思ふなり。然らば第三品は何なるべき、此も亦古書に確據あるものをと思ひしかど、余が見し所の書には見當らず。司馬遷は、長沙出連錫と教へたれども、此も亦僅少の産出なりと云へり。僅少なりとも、良質美材他處の及ぶ所に非ずば、貢賦ともなるべきが、連は鉛の未鍊らざる者、鉛なりとて珍重するに足らず、況んや其未だ鍊らざる者をや、錫も揚州に於けるが如き美材ならば、貢賦ともなりぬべけれども、此州のはさしも聞えず、取り立て、貢物とするばかりの者ならずば、必ず此撰に洩れぬべし。されば此より以上の者無かるべからず。因て更に前漢書を按ずるに、古荊州に屬する郡國に、處々鐵官

の設あるを見る、桂陽郡の下に有鐵官と注し、廣陵國にも有鐵官と注せり、其桂陽郡のは、後漢書郡國志にも、未陽有鐵と注せり、此外他鑛の記載無ければ、漢代頃には、此方面殊に鐵を多く出したる事を知り得たり、是第三品に當つべきか。されど此他に確乎たる者無くば、直に然りとは對へ難し。古書に明徴なしとせば、勢之を後世に問はざるを得ずして、新唐書地理志を閲するに、鄂州江夏郡の屬縣江夏の下に有鐵と注し、永興に有銅有鐵と注し、武昌に有銀有銅有鐵と注し、岳州巴陵郡の屬縣巴陵にも有鐵と注し、潭州長沙郡には、長沙に有金と注し、永州零陵郡には、祁陽に有鐵、湘源に有金有鐵と注し、道州江華郡には、延唐に有鐵、江華に有錫、永明に有銀有鐵と注し、又郴州桂陽郡義章縣に、有銀有銅有鉛と注す。以上の各州郡は、皆古の荊州域内にして、唐代に在ては、五金盡く備はりて、殘る所無ければ、何れを其れと定むべくもあらねども、其内有鐵と注する處多きは、注目すべき特色にして、之を前後漢書に合せ考へて、他鑛は多く後來

の發見にして、唯、鐵は古よりの産出なるを推察し得たり。又鐵の外、此地方に産銀の地あり、銀を土貢とする地ありて、鄂州に土貢銀碌貨布、邵州に土貢銀犀角など見ゆるは、やがて職方氏の其利丹銀とある古の餘波にして、土貢は後世も古とさしも變ぜざるを知る。但衡州施州叙州などには、鉄金を土貢としたれど、古に其徴無ければ、此は皆後來の發見なるべく、又銅は各處に出でて、其内鄂州に鳳山の監錢官あり、郴州にも亦桂陽の監錢官あり、一見頗る盛なりしげにて、古より然りしかにも見ゆれど、其實此は唐の中世以後の事にして、此は武宗の會昌五年、天下に二十二監を置き、錢を鑄せしめたりし時、鄂州郴州に監錢官を置きたる者なり。其は今も現在せる開元通寶の背文に鄂とあるは、此鄂州鳳山の鑄錢、桂とあるは、郴州桂陽の鑄錢なり、此錢は其地産出の銅をも用ゐたるならんも、武宗は佛寺を廢し佛像鐘磬の類をも毀ちて、其廢銅をも鑄錢の用に供したる者なれば、必しも此を以て多く銅を産出したる證とは爲し難し。よし多く産したりとも、前後漢書に銅

を擧げざれば、後來の發見と看做さるべし。さては又鉛錫等の金屬も産せざるにはあらずとも、鐵の古今を通じて、此方面に多かりしに比すべくもあらぬ心地す、今の世に聞ゆる大冶の鐵山は、是新唐書の鄂州武昌縣の下に有鐵と注したりし者にして、近世久しく廢し、鐵鑛を産する地とも知らず、手を著くる人も無かりしを、我か明治二十七八年の戰後に、頑冥不靈なりし清國も、俄に覺醒する所あり。是時張之洞は湖廣總督として武昌に在り、大に變法自強を策し、凡そ國利の擧ぐべきあらば、餘力を遺すまじき心にて、先づ其管内より手を下し、忽ち大冶の二字に目を注ぎ、縣誌を取寄せ見たりした、大冶は古鐵冶の有りし地なりと云ふ事を記せり、因て急に工程師(技師)を遣りて、試掘せしめしに、果して鐵を得たりといふに起れりといふ。漢代に鐵官を置かれし地にはあらねども、晉書の地理志には、武昌郡鄂縣の下に鐵官と注す、されば大冶の鐵は、六朝の初に於て、世に發見せられたるなり。さて唐代に至るまでは、有銀有銅有鐵と知られたれど、いつの代よ

りか知られずなり、今は武昌に銀あり銅ありなど云ひたりとも、其を信ずる人あるべくも思はれねど、鐵に至りては、天下に隠れなく、殆ど無盡藏と稱せらる。之を要するに古の謂ふ所と、同地なると異地なるとを問はず、古の荊州の地に鐵脈の伏在せるは、今に始まりたる事ならねば、往古より既に採掘せられて、金三品の名の下に、既に夏禹時代より土貢たりしも知る可らず。されど當時に在ては、鐵の用は銅に若かざるが故に、大方世に知られず、漢鐵官を置き、晉も亦鐵官を置く、其地異なりと雖、當時必ず鐵の需用ありて、其官を設けられ、其要止みて、其官廢し、廢する事久しくして、遂に忘れらるゝに至り、今又其必要ありて、盛に採掘せらるゝに至れるなり、されば古荊州に鐵を貢せずといふ事を得ず、故に余は荊州の金三品の内に、鐵を算へんとはするなり。但此は僞孔の説にも非ず、鄭玄が説にも非ず、將又銀銅錫を以て三品に當てんとする賈公彥が説にも非ず、畢竟するに余が一家言のみ、其の之を信ずると否とは、余が知る所に非ず。

## 金の名色

金は五金の總名にして、原と黄金一種の專名に非ず。五金とは黄金白金赤金黒金青金にして、青金は鉛、黒金は鐵、赤金は銅、白金は銀、黄金は説くを要せず。錫は青白の間に在りて、間色の五色の内に在らざるが如く、五金の中に置かず。蓋錫は古に在りては、専ら合成金の調劑に用ゐられ、又塗金の料に用ゐられ、錫として單に用ゐられし者殆ど稀なれば、金類の附屬の如く看做されたりし故なるべし。さて金は、黄金一種の專名には非れども、黄金の光彩燦爛たる、人の眼を眩惑するに足り、土中に埋めて色を失はず、千年を経て鏽を生せず、又腐蝕する事無く、之を鍊りて益精にして、輕重一の如し、かゝる長處のあるを以て、遂に獨り金の名を専らにして、金屬の王たり。昔人の始て之を發見せるは、常に河底若しく水邊の沙中よりせし者の如し、されば管子は金起於汝漢之右滂と云ひ、韓非子は、荆南之地、麗水之中生金、人多竊采金、采金之禁、得而輒辜磔於

市甚衆壅離其水也、而人竊金不止と云へる、(麗水の地今知る可らず唐代以來、浙江處州に麗水縣あり、今に至りて其名猶存すれども、浙江は古の荊州に非ず、又新唐書の處州の土貢に、金銀類を載せず、汝漢の右滄は、荊州なれど、長江以北にして、荊南の語に符せず、又雲南に麗江あり、金沙江に沿ひたれば、麗水麗江も、其名相似たり、旁々同地なるが如く思はるれど、恐らく後世の名なるべく、麗江邊をも荊南とは云ふを得ず、されば今暫くは之を疑問に附す) 皆黄金の採取を、水に因て言へり。又王充が論衡に、永昌郡亦有金焉、大如黍粟、在水涯沙中、民採得、日重銖之一、左思が蜀都賦に、金沙銀礫とある劉逵が注にも、永昌有水、出金如糠、在沙中とある、皆水邊の沙中より沙金を採取するを云ひ、如黍粟、如糠は、沙金の粒を云へるなり、凡そ是等の文、當時の沙金採取の状を知るべく、採取の容易ならぬ事も、又採取の容易ならぬにも拘はらず、細人の利を好む、性命を抛ちても、猶顧みざるの状を察すべし。漢の永昌郡は、今の雲南にして、雲南には今猶永昌

の名を存せり、雲南には、長江の上流たる金沙江と、暹羅に入る瀾滄江と二水ありて、俱に沙金を産す。麗江は金沙江に沿ひ、永昌は瀾滄江に臨めり、金沙は即ち沙金にして、此江邊多く沙金を得るを以て名づけらる、左思は之を言へるに似たり。されど又華陽國志に、永昌郡博南縣西山、高四十里、越之得瀾滄水有金沙以火融之爲黄金と云へば、王充は瀾滄江を云へるなり。瀾滄水は即ち瀾滄江なり。古代には皆かく沙金をのみ採りて、自から金坑を開掘せず、其は自から難易の差ありて、古代に在りては、工業發達せず、機械爆藥などいふ者も無ければ、上流の金礦の岩石、自然崩壞して、溪谷に墜ちて碎けて、激流に推し流されて、更に細に分解せられ、石は碎けて沙礫となり、鑛は自然に淘汰せられて、重き金分のみ落ち留まり、淺き河底に沈み、或は沙に雜りて、河邊に押し寄せられたるを發見して、掬ひ上げ拾ひ取りて、用ゐらるゝに始まり、終には金脈を尋ねて、深山に入り、坑を穿ち岩を碎き、水に洶り鹽に洗ひて、總て人工を用ゐて採取する事となりた

れど、當初は沙金をのみ採りたれば、沙汰と云ひ、淘汰と云ひ、又披沙揀金と云ふの類、皆是沙金採取の狀體を形容せしより出たる語なり。

さてかくして得たる沙金の、未精鍊せられぬを、生金と云ひ、其生金の原料たる黍粟の如しと云はれ、糠の如しと云はるゝ粒の大小に因りて、唐宋人は又之を麩金と云ひ、瓜子金と云ふ。宋人周密が癸辛雜識に、廣西諸洞產生金大者如甜瓜子、故世名瓜子金其碎者如麥片名麩皮金と見えたる即是なり。されば大粒にして眞桑瓜種ばかりなるを瓜子金と云ひ、小粒にして麥皮の如きを、麩皮金と云ひしなり。但此名は宋人に始まりしに非ず、又廣西にのみ行はるゝ方言にもあらず、唐人李賀が夜來樂の詩にも、既に價重一篋香十株、赤金瓜子兼雜麩と云ひ、又新唐書地理志なる各州の土貢にも、麩金とある處頗る多し、是其當時の語なるを知るべきなり。當時嶺南道の土貢には、金銀を以てする州、他道より多けれど、麩金を用るは、唯蒙州の一處のみ、是嶺南の金銀は、専ら沙金に因らずして、開坑採掘に因りて、精鍊して

上納せしに由るなるべし。韓愈が孔戣の碑文に、其廣州の刺史たりし時の事を叙して、免屬州負遣之緡錢廿有四萬、米三萬二千斛賦金之州、耗金一歲八百、困不能償、皆以丐之と云へるは、少しく此間の消息を語るに似たり。賦金の州とは、金を土貢に賦課せらるゝの州にして、蒙州は砂金のまま上納するが故に、外に費用はかゝらねども、精鍊して上納する州は、別に精鍊の費用を要するにて、之を耗金といふ、清朝時代に所謂火耗銀といふものある類なるべし。新唐書嶺南道邕州に、有金坑と記したり、是嶺南の各州は、大抵沙金を取りしにあらで、金坑より原鑛を取り、之を打ち碎きて精鍊したりし一證にして、許渾が自廣州新江往復中題峽山寺の詩に、洞丁多斲石、蠻女半淘金と云ふ句あるは、金山工夫の夫婦共矜きにて、夫は金坑を掘る、妻は金を淘る状態、目前に観るが如し、是嶺南地方の實狀なり。而るに劔南道に屬する各州の如きは、同じ黃金を貢賦としながら、其十七州は麩金を貢するのみ、單に金銀と云へる者無きは、皆精鍊せずして上納するが

故にして、唯其内縣州一州のみは、鑠金銀器を貢する事あるは、想ふに特種の技術を有する工業地かなどにて、殊に鑠金銀器を上納するものと思はれ、其他は皆土貢鉄金とのみあり。其故何如にと考ふるに、劔南道は蜀の劔門以南の地にして、今の四川より雲南に掛けたる區域なり、其地大抵揚子江の上流なれば、此の鉄金は金沙江の激流の齧らす所にして、長江沿岸地方には、隨處に沙金を得られしなるべく、降りて山南東道の忠州萬州涪州に至るまで、同じ揚子江の沿岸にて、劔南道の各州と同じく、忠州に土貢生金と見え、涪州萬州に鉄金と見えたり。されば此川一帯は、同一根源にて、大抵相異なる所なし。さては唐代に於ては、今の四川雲南方面よりは生金を貢し、廣東廣西方面よりは熟金を貢する例なりし者なるべし。生金は採取せしむ人工を加へぬものなれば、精粗の別は無けれど、熟金は人工を加ふる者なれば、其人工を加ふる程度に因りて、又精粗の差あり。韓非子に、荆王大説、以鍊金百鎰遺晉とある、鍊金は精鍊の金、幾度となく打ち返し精鍊するを

貴び、百鍊之金と云ひ、精金美玉と云て、最も精なるを上品とす。かく精鍊せし者は、同じく百鎰にても、二百鎰の價あり、之を兼金と云ふ、孟子に、前日於齊、王餽兼金一百而不受とある是なり。鎰は二十四兩、周代に於ては、黄金は兩を論ぜずして、鎰と云ふか、否らざれば斤と云ふ、されば孟子の一百と云へるも、韓非の百鎰と云へると同じく一百鎰にて、通常の金二百鎰に匹敵せし者なり。かく精粗の差ある者なれば、古言には其間に區別ありて、爾雅の釋器に、黄金謂之蠶其美者謂之鏐とあり、蠶も粗金にあらねど、鏐は更に其精なる者なり。又説文に、鏐弩眉也、從金參聲、一曰、黄金之美者とある、此一説は正しく爾雅に本づける者にて、其弩眉の義として用ゐたる本文は未見當らねど、美金の義として用ゐられしは、禹貢の梁州に、厥貢璆鐵銀鏐弩磬とある、此璆の字、今本は玉偏なれども、古本には金偏なるがかりて、僞孔傳は手も無く、璆は玉名と解したれど、夏本紀集解に引ける鄭玄が注には、黄金之美者謂之鏐と云へり。玉偏の璆は、球琳琅玕の球と同字なれ

ば、玉の名と解するも當らざるに非れども、金偏に作れる本ありて、鄭玄はかく解せるにて、此は下に鐵銀鏤とつゞき、四字俱に金屬を云ひしにて、鄭玄説を當れりとす。陸徳明の經典釋文禹貢には、本又作鏤と云はざれども、鏤音蚪、徐又居蚪反、又閏幼反、馬同、韋昭郭璞云、紫磨金と云へり。居蚪反より以上は、鏤の字の音義にして、又閏幼反より以下は鏤の字を、鏤の字としての音義なり。馬同とは、馬融も閏幼反にて讀むとの義、即ち鏤の字の音を用ゐたりとなり、馬融は鄭玄の師なれば、夏本紀集解の鄭玄説は、即ち馬融説にて、師弟同一字を用ゐたるなり、韋昭郭璞二人の、俱に紫磨金と解したるも、亦皆鏤の字を用ゐたるなり、されば郭璞が爾雅の注には、明に鏤即紫磨金と云へり。陸徳明が鏤の字を擧げずして、鏤の字のまゝとして、閏幼反を以て讀みたるは、鏤を鏤の假借字と見しか、或は殆と同字など見しかなるべく、玉に従へる鏤の字を黄金の名とする上は、玉偏たる鏤の字なりとて黄金の美なる者と解せられぬに非ずとの見解なるべし。字義はさ

て置き、之を事實に徴するに、周禮の職方氏には、西南の梁州なく、正西の雍州のみありて、其雍州に其利玉石とあり。雍州即ち古の梁州ならば、孔傳に有利なれども、前に擧げたる唐の劔南の十七州、及び山南東道の忠涪萬三州等は、皆周の西南、古梁州の域内に在りて、正西の雍州と同からず、此方面唐代に在りては、多く生金を貢して、熟金を貢せざれども、鏤金銀器を貢する地もあれば、古に在りては熟金を貢せずとも、斷言し得可らず。從令ひ當時に在ても、唐代と同じく熟金を貢せずとも、其質精良にて、他所の比にあらず、之を精鍊して、紫磨金を得ば、猶之を厥貢鏤鐵銀鏤と云ふ事を得べし。されば禹貢の鏤の字に於ては、余は馬鄭の音義を支持せんとする者なり。さて又之を紫磨金と云ふ事、古には聞えざれども、魏晉以後に於ては屢々之を稱す。其史に見えたるは、南史林邑傳に、諸農死、陽邁立、陽邁初在孕、其母夢生兒、有人以金席藉之、其色光麗、夷人謂金之精者爲陽邁若中國云紫磨者、因以爲名と云へり。是南朝人は常に精金を、紫磨金と云ひ



しを知るべく、六朝以後の詞人は、多く之を略して紫金とのみも云へり。されば梁の武帝の秋歌に、七彩紫金柱、九華白玉梁、又襄陽白銅鞮に、龍馬紫金鞍、翠牦白玉羈と云ひ、唐代に至りても、楊師道の詠馬に、寶馬權奇出未央、雕鞍照耀紫金粧、元稹の望雲騅馬歌に、亞身受取白玉羈、開口銜將紫金勒、羅虯の比紅兒詩に、五雲高捧紫金堂、花下投壺侍玉泉、また、晝簾垂地紫金牀、暗引羊車駐七香など見えたり。畢竟紫磨と云ひ、紫金といふ紫の字は、黄金の色を云へる者なれば、金色中に紫光を帯ぶるの義にて、薛曜が舞馬篇には、星精龍種競騰驤、雙眼黄金紫艷光とあり、此紫艷光の三字こそ此意を解し得べき者なるべけれ。太平廣記に宣室志を引きて、嵩山道士の奇事を擧げ、行至庭、忽亡所見、思立與諸客甚異之、因見其溺、乃紫金也、奇光燦然、眞曠代之寶ともあり。奇光燦然、黄中に紫を含み、名付けん方なき光なるべし。之を紫と云へるも、今の紅青の間色なる紫を云へるには非ず、紅白の間色に近き色合にて、唐以後より今に至りては、更に赤金と稱

す。赤金の字は、最も古くして、既に鐘鼎文中にも散見すれども、漢書の赤金爲下と云へると同じく、銅の事なるべきが、銅を赤金と稱する事は、後世反て聞えずして、唐人沈佺期が馳馬の詩に、四蹄碧玉片、雙眼赤金瞳、劉禹錫が傷秦姝行に、青牛文梓赤金簧、玫瑰寶柱秋馬行、又前に引ける李賀が赤金瓜子兼雜馱なども亦其一例にて、唐人は紫金と云へる傍、別に赤金とも云ひ居しなり。さて今に至りても、金店の招牌などに、赤金紋銀、十足赤金の字様を見る、是皆上等の金銀を云へる者にして、十足の赤金は、一分も銅を雜へぬ純黄金の義、紋銀と云へるは、馬蹄銀に紋ある者にして、此は銅分少きを證明する者なりと云ふ。更に此赤金を略して、大赤田赤など云へるは、金箔店の招牌に見る所とす、皆上等の金箔を意味する者にて、大赤は大板の金箔、田赤は田の字の如く剪子を入れたる小板の金箔の意、此皆余が實地に當りて見聞せし所なり。

閑話休題、此黄金を、管子には、黄金爲中幣と云ひ、漢書には黄金爲上と云ひ、彼國には後世黄

金を幣にせざれども、古代は反て貨幣として用ゐたり、さて想ふに我が國には、先づ沙金のまゝ、幾兩包として、囊入りにて用ゐる、豊臣氏頃より、隋圓形の板金として用ゐたれど、彼國古代の狀態は如何なりしか、是も亦考ふべきの一なり。既に鍊金百鎰の語あり、沙金として用ゐざりし事知るべし、既に沙金のまゝならずとすれば、何等かの形状なきを得ざるべし。精鍊して模型に入るゝ上は、圓か方か、板か條か、錠か塊か、自から形を爲すものなり。當時に一定の形態ありや否やは疑はしけれど、想ふに大體錠と餅との兩様の外には出ざりしに似たり。唯太平清話に、晏子城、安吉西北二十里、吳地志云、晏子娶吳王女、築城于此、至今耕者得黃金、狀如菱角、中有齊字、名晏子金といふ事見ゆ。此は菱角の如しとあれば、菱形なるべし。されど此事疑はし、晏子は齊の晏子なるべく、晏子として有名なる者は晏平仲なり、晏平仲は齊の大夫の世家なれども、節儉の人なり、吳王と婚を通ず可らず、晏平仲時代の吳王は闔廬なるべきが、當時の吳王は中國を凌駕する勢、晏

子の主人たる景公さへ、泣出女於吳とも、孟子に見えて、昔は斷髮文身の蠻夷の君とて、齊國あたりには、下風に置きたる者なるに、今は我より女を遣りて、其歡心を買はねばならず、景公も王昭君を胡國に遣るの念にて、泣く／＼其女を吳國に嫁らしたり。かゝる時に當りて、吳王は、其臣下たる晏子に女を送るべからず。縱令送らんとしたりとて、晏子は之を受く可らず、縱令ひ已む事を得ぬ事情ありて之を受けたりとせんも、一狐裘三十年の節儉家、住居見苦しとて、主人より留守中に建て替へられたるに、それさへ取り毀ちて、元の家に住ひたりといふ人、いかで我が爲めに城を築き、黃金を其内に貯ふべき。是皆後世假託の言、晏平仲が時の者には非ざるなり。又夢溪筆談に、青州八公山側土中及溪澗之間、得小餅金上有篆文劉主字、世傳淮南王藥金、得之者至多、天下謂印子金是也、然止于一印、重者不過半兩而已とあり、此は小餅金とあれば、今の我が貨幣形に似たるべし、其重さ半兩に過ぎずと云へば、五匁目ばかりあり、古に在ては小形なるべし、此は

漢初の物なり。但藥金と云へば、藥品を用ゐて鍊製せる者、眞金には非ざるなり。又同書に、襄隨之間、故春陵白水地、發土多得金麟趾裏蹄、麟趾中空、四方皆有文刻、極工巧、裏蹄作團餅、四邊無模範跡、似於平物上滴成、如今乾柿、土人謂之柿子金とあるは、眞金にて、此は漢の武帝の太始二年三年に鑄造せられし者なり。漢書武帝紀太始二年三月の詔に、往者朕郊見上帝、西登隴首、獲白麟、以饋宗廟、渥洼水出天馬、泰山見黃金、宜改故名、今更黃金爲麟趾裏蹄、以協瑞焉とある是なり。此は白麟を獲たりといふ事と、天馬出でたりといふ事とに因りて、麟の足と天馬の蹄とに象とりて、黄金を改鑄して造られしなり。史記太公史自叙の末文の索隱に、服虔の説を引く、武帝至雍、獲白麟而鑄金、作麟足形、故云麟止と、是麒麟の足形に因りて麟趾幣を造りしをいふなり。麒麟の足は、馬蹄と同一なるべからざれば、中空に造りたるなるべし。裏は要裏にて、古の名馬なり、其蹄形に象どり、乾柿狀に造れるなり、乾柿は今柿餅といふ、干柿を頭より壓拵して、扁平にせるなり。

之を馬蹄金と云ふ。後世の所謂る元寶、即ち馬蹄銀の、馬蹄形に造らるゝ原因は、此に出でしなるべきが、當初の馬蹄金は、今のより圓くも平にてもありしなるべし。又顏師古は武帝紀の註に於て、かく云へり、既云宜改故名、又曰更黃金爲麟趾裏蹄、是則舊金雖以斤兩爲名、而官有常形、制亦由今時吉字金挺之類矣、武帝欲表祥瑞、故普改鑄麟足馬蹄之形、以易舊法耳と、其推察の如く、實に是より前も亦必何等かの形を爲してあるべきなれど、師古が時既に知られずなりし故に、暫く唐初の例を擧げて、古代の制に擬したるにて、是に由りて唐初は錠に作られたりしを知る。挺は直く長き者を云ふ、木に従へば挺なり、挺は杖也、撞鐘の撞木を筵といふ、皆同義なり、さればやがて棒形ともいふべきなれど、少し平らめに作りて、海鼠形に作れる者も、挺といふを得るなり。想ふに吉字の金挺といふは、海鼠形に吉の字を極印に押したる者なるべし、餅形とは異なり。又黄金なれば、金に従て挺に作る、南史梁武諸子廬陵王の傳に、次子應嗣、應不慧、王薨、至内

庫閣珍物見金錠問左右曰、此可食否、答曰不可、應曰、既不可食、並特乞汝とある是なり、是金錠なり。又是に由りて又知る唐以前より大方は錠形なる事を。又太平廣記の牛氏僮に、牛肅曾祖大父、皆葬河内、出家童二戸守之、開元二十八年、家僮以男小安質於裴氏、齒牙爲疾、晝臥厩中、若有告之者、曰小安、汝何不起、但取仙人杖根、煮湯含之、可以愈疾、何忍焉、小安驚顧不見人、而寢、未久告之如初、安曰、此豈神告我乎、乃行求仙人杖、得大叢掘其根、根轉獎大、入地三尺、忽得大磚、有銘焉、揭磚以下、有銅鉢於其中、盡黃金錠丹沙藏其中とある、是も亦金錠なり。されば大方は錠形なりし者の如くなれども、當時も亦餅形なる者も無さにあらず。南史褚彥回が傳に、宋明帝即位、累遷吏部尙書、有人求官、密袖中將一餅金、因求請問、出金示之曰、人無知者、彥回曰、卿自應得官、無假此物、若必見與、不得不相啓、此人大懼、收金而去とある、此は一餅金とあれば、餅形なりし事知るべし。されば餅形も錠形も同時に並び行はれ、或は餅形は小に、錠形は大に

五車一得(中島)

て、貯藏には錠形宜しく、使用には餅形可なりなどいふ事にはあらざりしか。唐人韓偓が咏浴の詩に、不知侍女簾幃外、賸取君王幾餅金と、小出入には餅形を便とせし者ならん。唯朝野僉載に、鄒駱駝長定人、先貧、嘗以小車推蒸餅賣之、每勝業坊角有伏磚、車觸之即翻、塵土流其餅、駱苦之、乃將鏹鬪去十餘磚、下有盜囊、容五斛許、開看有金數斗、於是巨富とある、此は錠形にも非ず、餅形にも非ず、金數斗と云へるは、或は沙金なるべし。之を要するに、沙金は使用に便ならずして、散失し易く、錠は重くして、小使用に適せず、使用に便にして、散失の憂少きは、餅形なるべし、故にいつか此三種となりて、沙金の外に於ては、錠形餅形の外、別種なきに至れるなるべし。

銅も亦金と稱す

五金は皆金屬なれば、俱に金と稱する事を得べきなれども、銀鐵鉛を指して金と云はゞ、通ず可らず、さて黄金獨り金と稱して、其名を專にす。唯古人は、此黄金の外に於て、銅をも亦金と稱す

(四七)

一三五

る事あるは、既に前に擧げたる金錫の例にて、其  
一端は知られたれど、今更に詳に之を説かん、何  
が故に銅は黄金の外に於て、金の名を稱するを得  
しか。黄金の貴きは、品質に在りて實用に在らず、  
銅は品質に於て金銀より劣りたれども、實用に於  
ては反て之に勝りたり。銀の如きは、品質に於て  
金より劣り、實用に於ては銅より劣る、鉛鐵は又  
品質實用俱に銅より劣る、是銅の黄金に次て金と  
稱せられたる所以にして、銅の用途は、後來鐵に蠶  
食せられて、漸く狭まりたれども、當初に在ては、  
鼎鐘の類を始めとして、武器禮器刀布農具日用の  
小器に至るまで、銅ならざるはなく、合成に因り  
て、自由に變化し、所謂る金作從革といふ語に適  
したれば、黄金と肩を並べて金と稱せらるゝ事を  
得たるなり。其發見も亦頗る古くして、黃帝時代  
に在りし者の如く、管子地數篇に、葛廬之山發而  
出水、金從之、蚩尤受而制之、以爲劍、鎧、矛、戟。是歲  
相兼者、諸侯九、雍狐之山發而出水、金從之、蚩尤  
受而制之、以爲雍狐之戟、芮、戈。是歲相兼者諸侯十  
二と見ゆ。蚩尤は黃帝の時の諸侯なり。此金即ち

銅なり。但此言のみにては信を置き難きに似たれ  
ども、蚩尤が五兵を作りしは、諸史の傳ふる所必  
しも妄なりといふ事を得ず。是より前戰鬥無きに  
非ざりしも、矛に刃無く、矢に鏃なく、殺傷甚だ  
多からざりしに、蚩尤始めて銅を發見して、刃と  
なし、鏃となして、人敵するもの無し、獨り黃帝  
戰て之に勝ち、遂に之を滅せり。是黃帝も亦其制  
に倣ひて銅を用ゐて兵を造りし故なるべく、且つ  
黃帝采首山銅、鑄鼎於荆山下といふ事、史記封禪  
書も之を傳ふ、黃帝の時銅ありし事知るべし。さ  
れば管子の金は即ち銅にて、武器の銅を用ゐる  
は、蚩尤を創作者とし、爾後秦始皇天下の兵器を  
鑄潰し、銅人十二を造るに至るまでは、武器皆銅  
ならざる事なきに、其を諸書に皆金と云へり。管  
子小匡篇に、美金以鑄戈劍矛戟、試諸狗馬、惡金以  
鑄斤斧鉏夷鋸、攬試諸土木とある美金惡金、皆銅  
中の美惡にて、鉏夷は農具なり、さらば武器のみな  
らず、農具までも粗銅を用ゐたりと知られたり。  
唯孟子に許子以釜餽爨、以鐵耕乎、曰然と云ふ事  
あれば、農具は必しも銅のみにはあるまじけれ

ど、古は銅を用ひし事もありしなるべし。又孟子に、小人學射於尹公之他、尹公之他學射於夫子、我不忍以夫子之道反害夫子、雖然今日之事、君事也、我不敢廢、抽矢、扣輪、去其金、發乘矢而後反と云へる、此金も銅鏃なり。韓非子十過篇に、君曰、吾箭已足矣、奈無金何、張孟談曰、臣聞董子治晉陽也、公宮令舍之堂、皆以鍊銅爲柱質、君發而用之、於是發而用之有餘金とある、此金亦鍊銅にて、又矢鏃に用ひしなり。武器の銅を用ひて金と稱せらるゝ事此の如し。首山の銅を探りて、鼎を鑄始めたるは黃帝にて、爾來銅器といふ者、武器以外に出來たれども、帝堯は陶唐氏と云はれ、土鏃に啜り、土簋に飯すと云はれたれば、猶日常の用器は、銅を用ひず。帝舜も亦河濱に陶すと云はれ、有虞氏は瓦棺と云はれ、當時猶未だ多く銅器を用ひず。夏の世に至りて、銅器は大に行はれしなるべし。左氏宣公三年傳に、昔夏之方有德也、遠方圖物、貢金九牧、鑄鼎象物、百物而爲之備、使民知神姦と見ゆ。所謂る金は即ち銅にて、九州の銅を、其地方長官より上納せしめて、傳國

の寶鼎を作りたるなり、其大きさは、戰國辯士の言に據れば、一鼎九萬人、九九八十一萬人の力に非れば、遷す能はざるべしといふ。其言誇張にして、固より信ずるに足らざるも、兎角は巨大なりし者なるべし。禹も亦節儉の人なれば、傳國の寶としてこそ、かかるものをも作られたれ、常用の者としては、恐らく猶土器木具に過ぎざりけんも、是より以後、禮器祭器の類には、銅器を用ひる例となりて、鼎鬲以外に於て、尊壘爵卣敦盤壺匱其他の彝器も作られ、今に至りて商周時代の者は、往々出土する事あり。其等の銘文には、多く擇其吉金とか、用其吉金とかなどいふ字様を見る、故に是等の文字を稱して、吉金文字といふ。是皆鼎彝の銅を、金と稱するの例なり。さては又樂器の鐘鏞鎛鈺の類、皆銅器にて、金石絲竹匏土革木なる八音の金は之を指し、左氏成公十二年傳の金奏作于下の金奏は、鐘鏞等の奏樂を云ふ。鈺は普通の音樂には、大抵用ひざれども、軍中の鳴物として、隊伍の懸引進退に用ひ、管子の兵法三官に、一曰鼓、鼓所以任也、所以起也、所以進也、

二曰金。金所以坐也、所以退也、所以免也、又國准篇に、湏然擊鼓、士忿怒、鎗然擊金、士帥然などあるを始として、韓非子外儲說左に、晋文公攻原、裹十日糧、遂與大夫期十日下原、十日而原不下、擊金而退、罷兵而去、又墨子兼愛中に、越王親自鼓其士而進、士聞鼓音、破碎亂行、蹈火而死者、左右百人有餘、越王擊金退之などある金鼓は、いづれも鉦鼓にして、鉦は銅鑼なり。又之を金革ともいふ、中庸に所謂る衽金革、死而不厭、北方之強也と云へる者はなり、金革金鼓相同じ。此外も鳴物にて金といへるは、皆銅にて作れるなり、木鐸金鐸、金口木舌ならば、之を木鐸と云ひ、金口金舌ならば、之を金鐸と云ふ、金鐸は武に屬し、軍事命令を出す時に振る所、木鐸は文に屬し、普通政令を出す時に振る所なり。墨子備城門に又云く、門植關必環錮、以錮(此字疑衍文)金若鐵鑠之と、此は鳴物には非ず、城門を固むる金具にて、鑠とは薄板に作りて打付くるをいふ。金は銅なり、銅若しくは鐵の薄板を金具とせるなり。是も亦軍中の要需なれば、墨子は又(旗幟)、金鐵有積、粟米有積

といふ、黄金の義に非ず。又金城湯池といふ事あり、是も後世より言はゞ、鐵城とも解せらるべきなれど、古に於ては猶、銅を鑄て城と爲すの意なり。かく銅は廣く用ゐられて、世の要具となれる外、更に重寶として、使用せらるゝものあり、其は言ふを待たずして、人皆錢幣たるを知らん。昔時神農氏始めて日中に市を爲す、是時の市は物々交換にして、未錢幣あらず、其後龜を寶として貝を貨とす、又未錢幣あらず、貝を以て幣と爲し、貝を以て物資の代料とす。故に寶の字を首とし、貨財賄賂賣買贖賞(古の償の字)凡そ金錢利益に關係せる字、大抵貝に從はざる者莫きは、皆貝を貨とせるより起れる證なり。其銅を以て錢を鑄初めしも、亦恐らく夏の世頃よりの事なるべし。古泉家は、大昊氏の時の物ありなど云へるもあれど、古文を知らざるの甚しき者にして、之を見るに大昊などいふ文字にも非ず、人を欺き又自己をも欺くものなり。管子山權藪に、湯七年旱、禹五年水、民之無種賣子者、湯以莊山之金、鑄幣而贖、民之無種賣子者、禹以歷山之金、鑄幣而贖と見えたり。莊山

歷山の金は皆銅なり、禹湯刀布を鑄て、窮民に與へ、飲食の資とせしめたるなり。世に刀布の行はれしは、蓋是よりならん、刀布は錢の始にして、銅を以て造る、現存する者甚多し、實に就て知るべきなり。管子國蓄篇の珠玉爲上幣、黃金爲中幣、刀布爲下幣とある、此上中下は、幣の品位に因りて之を言へど、其實珠玉は價最貴くして、交易買賣の幣とはならず、黃金之に次ぎて、常用の幣に用ゐる難く、刀布は下幣なれども、民間の小用途には、當時是より便なるは無かりしなり。金の銅たるは、以上の所説にて、大抵明なるべし。而るに此に一つ疑ふべき者あり、其は尙書の堯典に、金作贖刑とある是なり、此金は銅なりや、黃金なりや、僞孔傳には、金黃金と解したり、史記五帝本紀集解に引ける馬融説も、金黃金也と解したり。されど贖刑は微罪なり、過失罪なり。之に罰金を科するは、其後を戒しめむるに過ぎず。而るに當時世に黃金多かりしとも思はれず、然らば之に黃金を科するは、過重に似たり。且贖罪は多く當世必要なる者を科して、暗中に必要を充足せ

しむるを旨とするものなり、堯舜の代に、恐らく黃金の必要あるべからず、必要ありとも、さしも多かるべからず。何となれば、黃金は美品なれども、實用の者に非ず、堯舜之を取て、何の用にかはせん。大抵古の贖罪罰鍰は、銅を以てせしが如し、所謂贖銅なり。管子中匡篇に、死罪不殺、刑罪不罰、使以甲兵贖、死罪以犀甲一戟、刑罰以脅盾一戟、過罰以金とあり、是管仲、桓公を輔けて、齊國の武備を充實せしめんが爲に、特に設けし一時權宜の策にて、死罪の犯人にも、贖刑を以て之に臨み、死罪犯には、犀甲と一戟とを科して、其罪を免し、其餘の重罪は、脅盾と一戟とを以て、其罪を免し、唯輕罪微罪にのみ罰金を科したるなり。されば此金は黃金に非ずして、銅なり。何とならば、同小匡篇に、小罪入以金鈞、分宥薄罪、入以半鈞とありて、注に三十斤曰鈞とありて、鈞は三十斤、半鈞は十五斤なり、小罪微罪に、三十斤十五斤の黃金を科するは、過重の負擔なり、死罪の犀甲一戟、重罪の脅盾一戟に比して、非常に權衡を失す、故に知る此金も亦是銅なる事



を。尙書の呂刑にも罰鍰の事あり、墨辟疑赦、其罰百鍰、閱實其罪、劓辟疑赦、其罰惟倍、閱實其罪、刑辟疑赦、其罰倍差、閱實其罪、宮辟疑赦、其罰六百鍰、閱實其罪、大辟疑赦、其罰千鍰、閱實其罪と云へり。此は何如なる罪も、疑問なる者は、罰鍰を科して、其罪を赦す者なるが、鍰は六兩なり、さらば百鍰は六百兩なり、墨辟は黥面刑にて、五刑の最輕き者、而も之に科するに六百兩の黄金を以てしては、寛大の刑に非ず。況や兩は重量にして、六百兩は重量の六貫目なり、六貫目の黄金は、今の世ならば數萬圓の罰金に當る、故に此も亦必

銅なり。而るに僞孔は之に傳して、鍰黃鐵也といへり、黃鐵と云ふ者、世に聞えず。是に由りて孔穎達は之に疏してかく云へり、舜典云金作贖刑、傳以金爲黃金、此言黃鐵者、古者金銀銅鐵、總號爲金、今別之以爲四名、此傳言黃鐵、舜典傳言黃金、皆是今之銅也、古人贖罪悉皆用銅、而傳或稱黃金、或言黃錢、謂銅爲金爲鐵爾と、黄金の黃鐵のと云ひながら、畢竟銅といふ事に歸着す、何たる迂遠の注釋ぞ、此の如きは注釋せざるの勝れるに如かず、注釋せざれば、自然銅と聞ゆべきものを。